

## I こども病院移転問題

公約項目 1	こども病院移転の検証
	<p>子どもの命を第一に尊重する 私は子どもの命を第一に考えた選択を行います。子どもの未来は無限の可能性です。こども病院の設立理念にもあるように「すべての子ども達とご家族の健康と明るい未来を願い、時代にふさわしい病院を目指す」ことを継承します。 今の福岡には、将来ビジョンが見えず、現状を打破し、何かにチャレンジする意欲も減退し、市民は福岡の将来に不安を抱いています。</p>
	<p>市民の声を市政に反映させる 私は「政策的視点」「技術的視点」「民意」という3つの視点で移転計画を決定します。 「民意」の集約を可能な限りの方法でスピーディに行います。</p>
	<p>意思決定プロセスを透明化し、徹底した情報発信を行う 吉田市政の中で問題となった「建て替え工事費水増し問題」のような不透明で、皆さんの納得を得られないことのないような決定プロセスは行いません。 たとえ福岡市政にとってもマイナスな情報でも必ず全ての情報を発信させていただきます。</p>
	<p>上記3つのポイントを踏まえて、最終的に私高島宗一郎が総合的な判断を行い、「こども病院」の移転に関する事項を決定いたします。 この決定には、私が必ず責任を持って、皆様に理解と納得をしていただくことに努める所存であります。 こども病院が福岡市民にとって誇れるものになるためにも、市民の皆様と共に考える機会を持ち、共感していただける結果を必ず出します。</p>
対応方針	(公約は達成済み)
主管局／関連局	市長室／保健福祉局・総務企画局

## II 福岡市の再生ビジョン

公約項目 2	福岡市の再生ビジョン
	<p>福岡市に必要な処方箋は、「財政再建」として、1000億円の借金の返済に注力することでも、反対に「公共事業」に傾注することでもありません。 「財政再建」とのバランスを取りながら、地場経済の刺激、そして市民生活の安心・安全を確保するための、選択と集中による投資が必要です。 もう一つ大事なことは、情報発信をして、市民と行政の足並みをそろえることです。今の福岡市の状況は、全く市民には見えていません。 私は、徹底した情報発信で、市民に今の福岡市の状況をお知らせして、スピード感を持って改革していきたいと思えます。</p>
対応方針	<p>○新ビジョンをとりまとめ、それを基に、現行の総合計画の見直しを行うとともに、政策推進の基本方針、行政改革の基本方針、財政運営の指針の策定について、あり方も含め検討を行う。 ○成長分野については、H23年度成長戦略の策定を予定している福岡地域戦略推進協議会と連携し、市の総合計画等に反映していく。 ○アジアのリーダー都市の実現に向けて、釜山・上海などとの連携等、アジア戦略などについて総合特区の活用も念頭に進める。</p>
主管局／関連局	総務企画局／財政局

### Ⅲ 市民のみなさんとの公約

#### ① もっと強いフクオカ宣言

##### 国際ビジネス・アジアとの交流

<p>公約項目 3</p>	<p>航路誘致と港湾の整備推進 外国クルーズ船の船着き場として、専用ターミナルの整備をします。人・物・産業の交流拠点として、航路誘致と港湾整備を進めます。</p>
<p>対応方針</p>	<p>○クルーズ客船の誘致 ・クルーズ客船の誘致については、国内外の船会社への訪問やクルーズコンベンションへの参加、インセンティブの導入等を行う。 ・市民クルーズや市民見学会の実施により市民PR活動を推進していく。 ・クルーズ客船来航時のCIQの体制強化や案内ガイドの規制緩和、免税措置の拡大などについても働きかけを進めていく。</p> <p>○大型クルーズ客船対応の岸壁整備 H24年6月から寄港を予定している過去最大級の大型クルーズ客船に対応する係留施設の整備を行う。</p> <p>○都心部ウォーターフロントにおける交通アクセス強化 中央ふ頭における人流や物流動線の輻輳を解消するため、中央ふ頭内の幹線道路における交通対策やふ頭東側における新たな物流幹線道路（臨港道路中央ふ頭2号線）の整備等を行う。</p> <p>○長距離基幹航路の維持・拡充 北米・欧州向け貨物のさらなる集荷推進のため、船社等へ博多港の利用勧奨を行い、長距離基幹航路の維持・拡充を図る。</p> <p>○国際海上コンテナターミナルの機能強化 コンテナ貨物取扱量の急増やコンテナ船の大型化に適切に対応していくため、港湾施設（航路・泊地、コンテナターミナル、臨港道路）の整備推進に取り組んでいく。</p> <p>○国際・国内ROROターミナルの整備 ・東アジアとの地理的優位性を活かして、箱崎ふ頭においてモーダルシフトの拠点づくりを進める。 ・ICタグを活用した通関体制やシャーシの相互乗り入れ等の規制緩和について取組みを進めていく。</p> <p>○「日本海側拠点港」選定への対応 国において、対岸諸国の経済発展を我が国の成長に取り入れつつ、日本海側港湾の国際競争力を強化するため、日本海側の26港を対象とした「日本海側拠点港」の公募がされており、選定に向けた取組みを進めていく。</p>
<p>主管局／関連局</p>	<p>港湾局／経済振興局</p>

##### 観光都市「ふくおか」

<p>公約項目 4</p>	<p>無線LANの配備 主要駅・都心部・副都心を含め、様々な活動拠点に無料で無線LANが出来る環境を整備して、街の魅力を高めます。</p>
<p>対応方針</p>	<p>○有識者及び関係各所で構成する「福岡市公衆無線LANの環境整備に関する検討会議」をH23年4月に設置し、本会議において、無線LANの整備に関する調査及び今後の整備の方向性を検討し、福岡市として公衆無線LANの整備に取り組んでいく。</p>
<p>主管局／関連局</p>	<p>市長室・総務企画局／経済振興局</p>

公約項目	5	食文化を活用したふくおかの魅力向上 ふくおかの魅力アップとして、食文化を活用します。
対応方針		<p>○食の観光資源化 様々な企業・団体が連携して統一的な事業を展開していく必要があるため、ビジターズ・インダストリー推進協議会の部会として、食に関するキーパーソンで構成する「福岡の食」部会を設置し、魅力的な食材やレシピ、食シーンなどの掘り起こしや象徴的なイベントの実施、プロモーション活動などを実施していく。</p> <p>○市内農水産物等の活用 観光資源としての魅力をも高めるため、福岡の名産の発掘・ブランド化や新たな付加価値をつけるための取組みを実施するとともに、集客PRやイベント、市民への情報発信の拡充を図る。</p> <p>○食の安全安心と情報発信 ふくおかの食の魅力を食品衛生面で支援・情報発信することについて、新たな施策の可能性を検討していく。</p>
主管局／関連局		経済振興局／農林水産局・保健福祉局

公約項目	6	歴史・文化のまちづくり、博多湾の特性を活かした観光促進 歴史・文化を大切にしたまちづくりを、観光としても活用します。海岸線が長い博多湾の特性を活かし、海上交通網の整備により、交通と観光を合わせた活用ができるようにします。
対応方針		<p>○歴史的観光資源の活用 博多部の寺社やまちなみを照らし出し、更なる魅力の創出と回遊性の向上を図るライトアップウォーク事業の実施等により、地域とも連携して新たな魅力づくりに取り組むと共に、国内外に向けたプロモーション活動も実施していく。</p> <p>○福岡城跡・鴻臚館跡(舞鶴公園) ・将来のあり方について広く市民と考え、その意見を反映させたまちづくりに繋げていく取組みを進める。 ・桜の開花時期に行う「さくらまつり」の開催に合わせたイベント等を行いながら、鴻臚館跡の公開や整備基本構想の策定に向けた作業、休憩施設の整備や福岡城跡の石垣修理及び建造物復元検討等を行い、魅力的な整備につなげていく。</p> <p>○金印公園 観光や地域振興の観点から、活性化に向けた再整備を検討する。</p> <p>○福岡市美術館 大規模改修・リニューアルを行う。</p> <p>○福岡市博物館 常設展示室のリニューアルを行う。</p> <p>○ミュージアムの魅力向上のため美術館・アジア美術館・博物館の3館の連携強化やPRの充実を推進する。</p> <p>○文化芸術の活用 アジアフォーカス・福岡国際映画祭、フィルムコミッションなどの事業の実施や、博多座、サンパレスなどの文化施設の活用により、福岡の魅力を国内外に発信する。また、福岡市の魅力や文化芸術情報の総合的な発信を行う。</p> <p>○観光資源として那珂川水上バスのPRを推進していくとともに、博多湾での水上交通の活用・充実について検討していく。</p>
主管局／関連局		経済振興局／市民局・住宅都市局・港湾局・教育委員会・博多区

公約項目 7	福岡での滞在促進 交通拠点や交通網の整備を起爆剤として、ビジネス・観光客の「博多で1泊」を推進します。
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡の魅力づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験型(着地型)観光商品「福たび」の開発 集客施設や各種団体、市民等が連携し、福岡ならではの魅力を伝えるために、観光商品を企画・開発し、観光客に対して数多くの魅力を提供することにより、滞在時間の延長につなげる。</li> </ul> </li> <li>○夜の集客イベントの開発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・博多ライトアップウォーク事業 博多部の歴史資源を活用し夜の魅力向上を図り、集客の拡大と旅行商品の開発に繋げることで、宿泊の増加を図る。</li> </ul> </li> <li>○都心部とウォーターフロントとの交通アクセス強化の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者にも分かりやすい公共交通機関の検討 都心部とウォーターフロントとの連携強化を目指し、来訪者にも分かりやすい公共交通によるアクセス強化について検討する。</li> </ul> </li> </ul>
主管局／関連局	経済振興局／住宅都市局／博多区

### 地元産業の育成・創設

公約項目 8	博多湾の保全 博多湾をクリーンで豊かな海として、自然再生力の発揮に努めます。 (底質改善・漁場保全の森づくり)
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貧酸素水塊の発生状況調査や生物の生息に適正な栄養塩バランス等に関する検討を行う。また「博多湾環境保全計画」改訂(H27年度予定)に向け施策の効果検証や見直しを行う。(H23~26年度)</li> <li>○市民に新鮮な水産物を供給するため、漁場の底質、水質の改善や水産生物の再生機能回復を図るとともに、漁業者の協力のもと、海底ごみの回収処理及び漁業に支障を及ぼす生物の駆除を行い、漁場環境を保全する。</li> <li>○導入を予定している窒素リン同時除去高度処理法よりもコストが抑えられる新たな手法として「高精度風量制御システム」の実証実験をH23~24年度に行い、導入に向けた検討を行う。</li> <li>○天神や博多駅周辺地区の合流式下水道の分流化を進める。他の地区の合流改善計画を策定し、対策を進める。</li> <li>○博多湾の環境改善、漁場改善の観点から、浚渫土砂を埋め戻し用材として有効利用し、百道浜沖窪地の埋め戻しに平成23年から着手する。(H23~26年の予定)</li> <li>○埋め戻しとあわせて、博多湾内漁業の振興、水産資源の増加策(海底耕耘・築いそ・種苗放流)について、平成23年から着手する。(H23~26年の予定)</li> <li>○自然と人の共生をめざす博多湾東部のエコパークゾーンにおいて、引き続き鳥類保全策やアオサ対策等に取り組むとともに、水底質の改善や多様な生物の生息環境の創出を図るため、和白海域でアマモ場の造成を行う。</li> </ul>
主管局／関連局	環境局／農林水産局・道路下水道局・港湾局

公約項目	9	地産地消の推進 新鮮でおいしい魚を観光にも活かし、地産地消に取り組みます。(特産物・朝市などの支援)
対応方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>○朝市などの直接販売は、市民に対して生産者の顔が見え、安心、安全な魚介類の供給や、漁家所得の向上と安定を図るとともに地産地消の推進につながるものであり、実施内容の拡充や支援内容の縮小などを行いながら、今後も継続して推進していく。</li> <li>○地元水産物の消費拡大等を目的に、料理教室や体験漁業など、市民が楽しんで参加できる事業を実施していく。</li> <li>○地元水産物を観光資源として生かしていくために、弘ワカメの地域団体商標登録の出願を行うなど、ブランド化を推進するとともに関係者と連携強化を図っていく。また、今後も市内の特産品の新たな販路拡大等に向けた取組を行っていく。</li> </ul>
主管局／関連局		農林水産局

公約項目	10	農業の活力と農村のコミュニティの維持 水路、井関、農道等の維持管理に努め、高齢化が進む農村社会に配慮し、農業の活力と農村としてのコミュニティ維持に取り組みます。
対応方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業従事者の高齢化や減少を踏まえ、地域活動と連携しながら、水路、ため池、農地等の維持管理を支援していく。</li> <li>○防災の観点からも、管理し易い施設への整備、改良を進めていく。</li> <li>○耕作放棄地については、地権者による農地の活用を指導するとともに、地域の担い手や新規就農者を含めた多様な担い手による活用、市民農園など農業体験の場としての活用を図っていく。</li> <li>○地域の活性化については、地元とのワークショップ等により、地域の財産(魅力)を都心部に発信し、地域の活性化を支援する。</li> </ul>
主管局／関連局		農林水産局

公約項目	11	農漁業への就業支援 農業・漁業へ若者が就業出来る取り組みを推進します。
対応方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>○若者など新たな担い手の育成支援として「農業インターンシップ」や、団塊世代の活力を活かした小規模農業者の育成支援として「ふくおか農業塾」を実施することにより、農業従事者の確保や耕作放棄地の活用を図っていく。</li> <li>○平成23年度新規事業の就農相談窓口の設置、農地斡旋の強化等により、関係機関が連携した総合的な就農支援を行っていく。</li> <li>○福岡市漁業協同組合が行う新規就業予定者を対象とする体験漁業の取組みを支援する。また、国が実施する漁業就業支援フェアや漁業研修を活用し漁業就業者の増加を目指す。</li> </ul>
主管局／関連局		農林水産局

公約項目	12	地場企業の育成 地場企業に対する貸付資金の利率引き下げや枠拡大し、契約発注などで、地場企業を優遇させる総合評価制度を充実させます。
対応方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業向け融資 中小企業者の資金需要に対応できるよう十分な融資枠を確保するとともに、今後とも、利用者の立場に立った融資制度の充実に努め、中小企業者の金融の円滑化を推進していく。</li> <li>○公共工事の発注 従来から地場企業育成、振興を図るという立場から、地場企業を優先することを基本としており、今後とも地場企業の受注機会が増大するように努めていく。</li> <li>○総合評価方式 これまでの実施状況や効果等を踏まえ、工事の品質確保及び地場企業育成などの観点から、手続きの効率化や評価項目の検討などを行い、対象拡大を図っていく。</li> </ul>
主管局／関連局		経済振興局／財政局

### 雇用対策

公約項目	13	雇用の創出 緊急雇用対策として、雇用の創出に努めます
対応方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の雇用創出基金事業を活用した雇用創出事業については、平成23年度で終了することになっているが、指定都市市長会を通じて、国に対し事業の継続の働きかけを行っている。</li> <li>○ふるさと雇用再生特別基金事業の受託事業者に対して一時金支給制度の周知を行うなど、基金事業終了後の民間での雇用につなげていく。</li> <li>○福岡市の雇用の創出のため、引き続き福岡市中高年人材活用事業や就活支援プラザ事業等を実施し、若者から中高年まで就職を支援する。</li> </ul>
主管局／関連局		経済振興局

<p>公約項目 14</p>	<p>新産業の育成と若者の雇用促進 IT・ゲーム・ファッションの産業を支援し、ベンチャー企業を育成します。 新規学卒者が、就業できるよう、産学官の連携を強化します。</p>
<p>対応方針</p>	<p>○本市は大学が多く集積するなど日本でも有数の大学のまちであり、福岡で学んだ学生が福岡で就職し、定着できるような環境づくりが大切であるとの認識から、特に新規学卒者が地元に着定できるような積極的に就職の支援を進めていく。</p> <p>○福岡都市圏の21大学や福岡商工会議所とともに組織する「大学ネットワークふくおか」による産学官の連携、若年者向けの就職相談窓口の設置やハローワークなどとの連携により、若者の定着の促進を図る。</p> <p>○大学等の集積を活かした知識創造型産業など新産業の育成や企業誘致の促進、地場企業の経営力強化や創業の支援による雇用の拡大を図り、多様な人材が活躍するまちづくりに努める。</p> <p>○新産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発拠点の形成による研究者等の優秀な人材が地元で活躍できる環境をつくる。(産学連携交流センターや(財)九州先端科学技術研究所の活用)</li> <li>・情報関連産業は、ゲーム産業をはじめとしたデジタルコンテンツ、さらにはロボット、自動車関連への展開など、一層の発展が期待されることから、今後とも積極的な取り組みを継続する。</li> </ul> <p>○雇用施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「就活支援プラザ」(商工会議所に設置)により若者求職者の求職活動及び地場中小企業の求人活動を支援する。</li> <li>・新規学校卒業生の就職支援と地元企業の人材確保を目的に、商工会議所と共同で「会社合同説明会」を開催する。</li> <li>・産学官で構成する「福岡新卒者就職応援本部(本部長:福岡労働局長)」へ参加し、各機関と連携を図る。</li> </ul> <p>○創業支援</p> <p>相談窓口やセミナー、各種士業の団体などを活用して支援施策の周知を図るとともに、創業者応援団事業の事業拡充を行い、平成24年度以降継続して実施する。</p> <p>○ファッション産業の振興</p> <p>福岡ブランドが定着し、福岡市がファッションの街と言われるためには、核となる福岡アジアコレクションの継続的な開催など、時間が必要であり、民間が自立できる環境の整備を継続する。</p>
<p>主管局/関連局</p>	<p>経済振興局</p>

生活基盤の整備

<p>公約項目 15</p>	<p>都市計画道路の見直し・自転車対策の強化 古い都市計画道路の見直しを行い、交通問題となっている自転車対策を強化します。</p>
<p>対応方針</p>	<p>&lt;都市計画道路の見直し&gt; ○長期未着手の都市計画道路の検証結果(案)に関する地元事前説明や市民意見募集を経て、検証結果をとりまとめ、公表を行い、以降、都市計画変更等を要する路線について、路線毎に地元の意見を伺いながら、変更案の作成や関係機関との調整など詳細な検討を進め、順次、都市計画の手続きを進めていく。</p>
<p>主管局／関連局</p>	<p>住宅都市局／道路下水道局</p>
<p>対応方針</p>	<p>&lt;自転車対策の強化&gt; ○「福岡市道路整備アクションプラン2011(平成20～23年)」に基づき自転車放置率の減少に取り組むとともに、現在検討中である次期整備計画(H24年度～)においても、引き続き放置自転車対策について重点的に取り組む。 ○放置自転車の撤去、モラル・マナーの啓発については、自転車の適正利用の推進や、放置自転車の削減を図るために継続して実施するとともに、特に中洲地区については、街頭指導員の増員など自転車対策の強化を図る。 ○天神自転車駐車を24時間営業化し、夜間利用の需要を受入れることで、夕方以降の放置自転車の削減を図る。 ○天神自転車駐車場の料金傾斜化により、利用率が高い路上駐輪場の長時間利用者を誘導することで、放置自転車の要因となっている買物等の短時間利用者が路上駐輪場を利用しやすい環境づくりを進める。 ○自転車歩行者道内での整備に加えて、車道部における自転車走行空間の整備に向けて、広幅員道路や新設・拡幅等によって空間確保ができる路線から、社会実験等を行いながら、交通管理者など関係者と協議・検討を進めていく。 ○「自転車安全利用のあり方検討会」の提言を踏まえ、平成23年度から「交通安全教育及び指導・啓発(小・中学校等での自転車教室の実施等)」、「自転車安全利用・走行空間整備(TSマーク付帯保険への加入促進等)」、「自転車安全利用に関する条例制定」について検討を進める。</p>
<p>主管局／関連局</p>	<p>道路下水道局／市民局</p>
<p>公約項目 16</p>	<p>歩道整備 歩道のフラット化など、安全であんしんな歩道整備を進めます。</p>
<p>対応方針</p>	<p>○H23年度までを計画期間とする「福岡市道路整備アクションプラン2011」の目標達成に向けた整備を推進するとともに、次期アクションプランにおいても目標を定め、子どもや高齢者及び障がい者の方など、誰もが安心して歩けるよう、歩行者優先の道路整備を推進する。 ○道路の計画的で適切な維持管理を行い管理瑕疵の縮減に努める。</p>
<p>主管局／関連局</p>	<p>道路下水道局</p>

公約項目 17	<p>地下鉄駅でのパークアンドライドやフィーダーバスの推進</p> <p>都心渋滞解消や環境対策として、地下鉄駅にパークアンドライドやフィーダーバスを推進します。</p>
対応方針	<p>○パークアンドライド: 駅周辺民間駐車場の活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H23年度開業の「木の葉モール橋本」の駐車場を活用したパークアンドライドを実施する。</li> <li>・「はやかけん」を活用したパークアンドライド優待サービス駐車場を拡大する。</li> </ul> <p>○バスアンドライド(フィーダーバス): 七隈線とバスとの連携による七隈線利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋本駅周辺と橋本駅を結ぶ地域循環バスの検討 社会実験を実施予定(H23年秋)</li> <li>・外環バスの検討 今後、運行再開に対する市としての役割を検討する。</li> <li>・バスネットワークの維持 バス路線廃止に伴う公共空間空白地については、地域との連携を図りながら、地域の実情に即した代替交通機関の確保について、支援を行う。</li> </ul> <p>○公共交通利用の促進</p> <p>都心部における公共交通の利用促進、利便性向上などの交通マネジメント施策の推進と合わせて、郊外部におけるパークアンドライドやバスアンドライドなどの検討を行う。</p>
主管局/関連局	住宅都市局/道路下水道局・環境局・交通局

## ② もっと優しいフクオカ宣言

### 保育所待機児童の解消

公約項目 18	<p>保育所待機児童の解消</p> <p>出生数の増加や不景気に伴う保育所待機児童の増加について、柔軟に対応できる「学校の空き教室」「保育ママ」などを活用した、バランスの良い整備を進めます。また、保育のビジネス化については、保育の質の低下が懸念されるため反対します。この問題について様々な対策を考えながら、早急に取り組みます。</p>
対応方針	<p>○保育所整備については、H26年度当初の待機児童の解消に向け、新待機児童解消プランに基づき、H25年度までに2,200人分の整備を進めることとしており、H23年度は、1,100人分の整備を行うこととしている。</p> <p>しかしながら、H23年4月1日現在の待機児童数やその後の保育需要の増加の状況を踏まえ、更にスピード感を持って整備を進めていく。</p> <p>○現在、国で進められている子ども子育て新システムの検討については、制度改革により保育の質の低下を招かないよう、様々な機会を捉えて国の動向を把握するとともに本市の意見について伝えていく。</p>
主管局/関連局	こども未来局

## 特養ホーム待機者の解消

公約項目 19	特別養護老人ホーム入居待機者の解消
	7500人を超える特養ホームへの入居待ちに対して、今後の高齢社会に伴い、特養ホームをはじめグループホームなど、様々なニーズに応じた形態の施設を早急に整備します。
対応方針	<p>○特別養護老人ホーム等の施設整備においては、国の財政支援の動向等に留意しながら、H22年に実施した「特別養護老人ホーム利用申込者実態調査」の結果(評価点数や入所希望時期、現在の住まい等)も踏まえ、H23年度に策定する次期福岡市高齢者保健福祉計画の中で整備量を検討し、整備を進めていく。</p> <p>○高齢者の施設については、特別養護老人ホームや地域密着型の小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム等、包括的に整備を進めていく必要があるため、特別養護老人ホーム以外についても整備量を検討し、整備を進めていく。</p>
主管局／関連局	保健福祉局

## 国民健康保険料の軽減化

公約項目 20	国民健康保険料の軽減化
	保険料の暫定方式の改善等、国への働きかけなど、保険料の軽減化に取り組みます。
対応方針	<p>○今後の保険料については、収納対策の強化や、ジェネリック医薬品の普及促進、特定健診による生活習慣病の予防などの推進による医療費の伸びの抑制などに取り組み、保険料負担の抑制に努めていくとともに、国の社会保障改革や予算の動向、他の保険者の保険料水準の状況、さらには福岡市の財政状況等を踏まえ、慎重に検討していく。</p>
主管局／関連局	保健福祉局

強い子どもに育てる

<p>公約項目 21</p>	<p>子どもの学力向上、道徳・体育・食育教育の充実          知・徳・体のバランスのとれた子どもに育てるため、学力向上に加え、道徳・体育・食育を盛り込んだ教育の充実を図ります。</p>
<p>対応方針</p>	<p>○各学校が、自校の学力課題を踏まえて、小・中学校が連携した取り組みを推進できるようにする。          ○少人数学級、一部教科担任制及び少人数指導の実施          小学校1年生～4年生および中学校1年生(選択制)での少人数学級を継続実施するとともに、小学校高学年において一部教科担任制・少人数指導を継続実施する。          ○学力パワーアップ総合の推進          H23年度からは、学力の課題が大きい学校や特色ある取り組みにより成果をあげ他校のモデルとなる学校に予算を重点的に交付する。          ○本市独自の「生活習慣・学習定着度調査」の実施          H23年度から、義務教育9年間における前・接続・後期の取組の検証、授業や生活指導、進路指導等の改善と定着、指導力向上と9年間で育てる意識へと改革することを目的として、小学校4・6年生および中学校1・3年生を対象に、生活習慣・学習定着度調査を本格実施する。          ○ことば伝え合い響き合いの推進          H23年度に中学校2～3年生用の「音読・朗読ハンドブック」を作成し、活用推進を充実させる。          ○小中連携教育の推進          ・9年間を見通した系統的・継続的な教育活動に全市的に取り組む。          ・H23年度に事業成果を検証する。          ○道徳教育の推進          ・道徳の時間を要としながら、全教育活動を通じた道徳教育を推進するために、道徳教育推進計画を作成する。          ・道徳の副読本について、H23年度から学校の指導内容に応じて各学校で整備する方法へ変更する。          ・学校司書の効果的な配置や「音読・朗読ハンドブック」「言語活動指導の手引き」などの指導用資料の配付・活用による「ことばを大切に育てる教育」を充実させる。          ○体育科教育の推進          ・学習指導要領の改訂を踏まえ、「体づくり運動」の取組の重視や小学校3年生以上の「新体力テスト」を推進する。          ・休み時間等を活用した体力づくり及び運動部活動の活性化を推進する。          ・体力向上モデル校による体力向上の取組の実践発表や講演等を含んだ指導者研修会等を実施する。          ・学校体育のみならず家庭・地域と連携した体力向上を推進する。          ○食に関する指導の推進          ・栄養教諭等が行う担当校への食育推進のサポートをさらに強化する。          ・給食を教材として活用した食に関する指導をさらに推進する。</p>
<p>主管局／関連局</p>	<p>教育委員会</p>

公約項目	22	子どものチャレンジ精神の育成、英語教育の充実 国際化をにらんだ、チャレンジ精神の育成・英語教育を充実させます。
対応方針		<p>○児童生徒に育てたい能力・態度としてコミュニケーション力(英語力)、行動力(チャレンジ精神)、発信力(伝え合う力)を掲げ、次のような取組を行い、福岡らしい国際教育を推進する。</p> <p>○コミュニケーション力を育てる「福岡市らしい英語教育」を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネイティブスピーカーの充実</li> <li>・優秀な英語教員の育成</li> <li>・明確な到達目標の設定</li> <li>・小中高連携した英語教育の推進</li> <li>・釜山市の中学生との英語交流</li> </ul> <p>○行動力を育てる国際交流・体験活動を充実させる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・釜山など諸外国との教育交流の活性化</li> <li>・姉妹校交流・海外修学旅行等の拡大</li> <li>・釜山市中学生との英語による意見交換</li> <li>・アジアユースフォーラムでの中高生の意見発表</li> <li>・海外派遣教員及び外部人材の授業での活用</li> </ul> <p>○我が国や諸外国を理解し発信する教育を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本や福岡のよさを伝える学習の充実</li> <li>・自分の考えを論理的に説明する力の育成</li> <li>・英語スピーチコンテストの充実</li> <li>・釜山との交流副読本の活用</li> <li>・在福の外国人児童生徒と共に進める国際教育</li> </ul>
主管局／関連局		教育委員会

公約項目	23	全国学力テストの情報公開 全国学力テストなどの情報公開に努めます。
対応方針		<p>○国や県からの結果提供を受け、報道やHPをとおして全国と比較しながら本市の状況をすみやかに公表する。また、調査結果を分析し、各学校に取組の視点を説明するとともに、施策に反映させる。また、施策についても本市の状況の公表とともに、説明する。</p> <p>○文部科学省が「序列化や過度な競争につながらないようにすること」として、いることを踏まえた公表ガイドラインを教育委員会で作成した。</p> <p>○各学校での公表については、公表のガイドラインに基づき、各分野、領域毎の結果分析や、分析をもとにした各学校での学力向上の取り組みなど、詳しい内容について地域、保護者に、学校の状況について情報提供を行う。</p>
主管局／関連局		教育委員会

### 子宮頸がんワクチンの公費助成

公約項目	24	「子宮頸がんワクチン」の公費助成 国が検討をはじめている、小・中学校生での「子宮頸がんワクチン」に、公費助成を行います。
対応方針		<p>○国の「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金」の制度に基づき、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業についてはH24年3月31日までとしているため、その先を見込んだ事業運営ができない。H24年度以降の実施については、国の動向を踏まえて対応していく。</p>
主管局／関連局		保健福祉局

介護・虐待など困った時の相談機能の充実

<p>公約項目 25</p>	<p>地域包括支援センターの充実 高齢者の相談窓口であるいきいきセンターを中学校区単位程度まで充実します。</p>
<p>対応方針</p>	<p>○国は、H24年度からの第5期介護保険事業計画において、医療、介護、予防、住宅、生活支援が切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立を求めており、本市においても福岡型の地域包括ケアシステムの検討を国の動向を見据えながら行う。併せて地域包括支援センターのあり方や今後の方向性の検討を行う。 ○相談件数の増加や複雑な相談等に的確に対応するためには、1つのセンターに職員を多数配置し、スケールメリットを活かし、職員のフットワークを軽くすることにより、保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャーが連携して継続的フォローを行っていく事が有効である。 ○当面は高齢者人口の推移を見ながら、職員の増員による相談・支援体制の充実を図るとともに、センターのあり方を検討する。</p>
<p>主管局／関連局</p>	<p>保健福祉局</p>

水と緑のまち「ふくおか」(温暖化対策も含む)

<p>公約項目 26</p>	<p>水と緑があふれるまちづくりの推進 水と緑があふれるまちづくりに取り組みます。</p>
<p>対応方針</p>	<p>○公園や街路樹などの新規整備を着実に進めるとともに良好な管理を図る。 ○多様な市民ニーズを踏まえ、公園や街路樹など、既存ストックの有効活用や再整備を図る。 ○アイランドシティ、東部副都心、伊都等新たな拠点で、官民協働で都市の顔となる緑づくりを行う。 ○多くの市民や観光客が訪れる都心部やウォーターフロントで、緑の顔づくり・回遊路づくりを行う。 ○舞鶴公園や友泉亭など、歴史的資源を活かし彩る緑づくりを行う。 ○公共施設の緑の量や質を充実させる。 ○市民・企業による緑のまちづくり活動の促進・支援 ・新たな法制度の活用、都市緑化基金の活用、新たな財源の確保を検討する。 ・特に福岡市の緑づくりを牽引するリーディングプロジェクトとして、「緑化地域制度」の導入を検討する。 ○日頃から身近にふれあえる河川や治水池の水辺空間を整備し、適切に維持管理する。</p>
<p>主管局／関連局</p>	<p>住宅都市局／道路下水道局</p>

公約項目	27	公園の再整備の推進
		10年計画である公園の再整備150か所を前倒して進めます。
対応方針		<p>○公園の再整備には、大きな費用を要するとともに、労力面でも、地域の協力や行政の組織体制の拡充が必要であることから、全面再整備には現実的な量と考えられる当初計画のペースで取り組むとともに、集中して施設更新を行う部分再整備を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な公園(街区、近隣、地区公園)</li> <li>・H23年度から、全面再整備と部分再整備を組み合わせ、概ね8年で150ヶ所を再整備する。</li> <li>・大規模公園(総合公園や運動公園など)</li> </ul> <p>老朽化した施設の更新を順次進める。</p> <p>○日常管理を適切に行うことが、早期に市民満足度を高められ、もっとも費用対効果が高い手段と考えられることから、公園の維持管理のあり方を検討するとともに、管理体制の再編を目指す。</p>
主管局／関連局		住宅都市局

公約項目	28	ヒートアイランド対策の推進
		ヒートアイランド対策は、遮熱道路などの新しい取り組みを行います。
対応方針		<p>○今年度実施する都心部のヒートアイランド対策検討結果等を踏まえ、本市におけるヒートアイランド対策ガイドライン(仮称)の作成に向けた検討を行う。</p> <p>○関係局の連携を強化して情報共有を図りながら効果的な対策について検討し、実行可能なものから対策を進めていく。</p> <p>○打ち水は市民が身近で楽しく取り組み、周囲の気温を下げる効果もあることから、平成23年度からはヒートアイランド対策の一環として、関係団体等と協力した啓発事業へこれまで以上に積極的に取り組んでいく。</p> <p>○市施設における屋上・壁面緑化の拡大、街路樹・公園整備等による緑化の推進など暑熱感の緩和に資する施策を引き続き行うとともに、本市のヒートアイランド対策等に関する市民への積極的な情報提供を図っていく。</p> <p>○「緑化地域制度」など緑の減少抑制に実効性のある制度や施策の導入を検討していく。</p> <p>○遮熱性舗装の耐久性などの調査を実施し、性能基準等の作成を図り、関係局と連携を強化し情報共有を図りながら、今後作成予定のヒートアイランド対策ガイドライン(仮称)なども踏まえ、遮熱性舗装の今後の展開について検討していく。</p>
主管局／関連局		環境局／住宅都市局・道路下水道局

公約項目	29	都市型ダム、排水性道路の整備
		渇水・ゲリラ豪雨に対応するため、都市型ダムや排水性道路を整備します。
対応方針		<p>○河川の改修や下水道による雨水施設の整備と併せ、平成21年の洪水で被害が大きかった那珂川流域及び樋井川流域を優先的に、治水池の能力増強など、雨水貯留施設の整備を推進していく。</p> <p>○下水道整備による浸水対策は、「雨水整備Doプラン」「レインボープラン博多、天神」に基づき、引き続き整備を推進する。平成21年7月の浸水被害を踏まえ、重点地区等の見直しを行う。</p> <p>○「福岡市雨水流出抑制指針」に基づき、公共施設への雨水流出抑制施設導入を引き続き全市的に推進するとともに、道路の新設、再整備時に透水性舗装の整備を行っていく。</p> <p>○五ヶ山ダムは、昭和53年と平成6年の大渇水や洪水を経験している本市にとって、利水・治水の機能を併せ持つ重要な多目的ダムであるため、円滑な事業推進が図られるよう、今後とも事業主体である福岡県と積極的に協力・支援していく。</p>
主管局／関連局		道路下水道局／水道局

③ もっと誠実なフクオカ宣言

行政のスリム化について

公約項目	30	市職員の削減
		団塊の世代の大量退職にあわせ、様々な民営化をはじめ、官民の役割分担を大胆に見直して、民間に出来るものは民間に替えていく取り組みをスピード感を持って取り組むことにより、市職員を削減します。
対応方針		○今後の定員管理目標については、長引く景気低迷や市政運営を取り巻く諸制度の変化(地方分権推進の流れ、定年延長に向けた制度見直しの動き)などにより先行きが不透明な状況にあるため、現段階では未定であるが、次期行政改革プランの策定を行う中で検討する。
主管局／関連局		総務企画局

公約項目	31	行政サービスの迅速化・広域化
		区役所での窓口サービスについて、ワンストップサービスやコンビニでの住民票等の発行に取り組みます。また、福岡都市圏での広域行政に取り組みます。
対応方針		<p>&lt;行政サービスの迅速化&gt;</p> <p>○コンビニエンスストアにおける証明書交付など区役所外でのサービスを充実させるとともに、ワンストップサービスを含む区役所窓口サービスのさらなる向上に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニエンスストアにおける証明書交付 H23年度 システム構築、条例整備 H24年度中～ サービス実施</li> <li>・ワンストップサービス 東区役所をモデルに窓口サービスの改善を行ない、導入効果を踏まえ他区への拡大を検討していく。</li> </ul>
主管局／関連局		市民局
対応方針		<p>&lt;行政サービスの広域化&gt;</p> <p>○引き続き、国、県に対する提言活動や、図書館等の広域利用の推進等に取り組んでいく。また、「ふくおか都市圏まちづくりプラン(平成23年5月策定)」に基づき、都市圏として共同で取り組む新たな事業について、具体的な検討を進めていく</p>
主管局／関連局		総務企画局

公約項目	32	市役所の組織風土改革
		市職員が何事にも積極的にスピード感を持って取り組む文化を作ります。
対応方針		<p>○H23年度は福岡市の新ビジョン検討に合わせ、職員ワークショップを実施する。(全18回、延べ700人の職員参加による意見交換)</p> <p>○H24年度に新たな基本計画策定の進捗よくに合わせ、行政改革プランの改定を検討する。(平成25年度のプラン改定を想定)</p>
主管局／関連局		総務企画局

徹底した情報公開・情報発信

公約項目 33	意思決定過程の透明化 インターネット中継などを利用して、さまざまな意思決定プロセスの透明化を積極的に進めます。
対応方針	○これまで以上に、市民の「納得」や「共感」を念頭におき、市民への積極的な情報提供や意思決定過程の透明性の確保に取り組んでいく。特に、市民生活に大きな影響を与える事項や、市民の関心が高い事項については、その意思決定過程の早い段階から、市民に対する十分な情報提供や専門家などの第三者意見の反映を促すことにより、透明性の確保や市民への説明責任を果たしていく。 ○各種情報提供にあたっては、市民の情報入手手段の多様化に対応して、効率的かつ効果的な発信手法を検討し、活用していく。
主管局／関連局	総務企画局／市長室

アイランドシティについて

公約項目 34	アイランドシティの土地利用や売却の新たな手法の検討 土地利用や売却について、誘致を促進する新たな手法を検討します。
対応方針	○従来の考え方にとらわれず、新たな視点を加え、事業を推進する方策等について提言を行うため、産学官民からなる「アイランドシティ・未来フォーラム」を設置する。(H23年12月に提言をとりまとめる予定) ○関係局で構成する検討部会を設置し、未来フォーラムでの議論・検討と提言を踏まえて、新たな手法について検討し、実施可能なものから順次具体的方策を実施していく。 ○未来フォーラムでの議論、検討の過程について広く情報提供を行い、事業に対する市民、企業等の理解、共感を得る。
主管局／関連局	港湾局／総務企画局

公約項目 35	長期的視点に立ったアイランドシティのまちづくりの推進 完成までに期間(住宅地はH35年、港エリアはH39年)のあるアイランドシティは、長期ビジョンに立ったまちづくりを行います。
対応方針	○みなとづくりエリアについては、「臨海部物流拠点(ロジスティクスセンター)」として、コンテナターミナルと高度な物流施設、さらには平成27年度開場予定の新青果市場とが一体となって機能する物流拠点の形成を図っていくとともに、CO2の削減や荷役の効率化などを図るエココンテナターミナルの整備などに取り組む。 ○まちづくりエリアについては、快適で良質な住宅の供給、良好な市街地形成を誘導する道路等基盤や環境との共生を図る豊かな緑地空間の整備、アジア・世界を視野に入れた新しい産業の集積、福岡市立新病院等を核としたふくおか健康未来都市構想の推進など、福岡市の将来をリードする先進的モデル都市づくりに取り組んでいく。特に市5工区については、まちづくり完了時点において自然エネルギーを活用した国内トップレベルの創エネ・省エネ型都市になることを目指す。 ○事業に係る情報発信を強化すると共に、市民への現地説明会等を通じて、当事業の目的及びこれまでの成果等を十分に市民に理解してもらい、マイナスイメージの払拭に取り組む。 ○従来の考え方にとらわれず、新たな視点を加え、事業を推進する方策等について市長に提言を行うため、産学官民からなる「アイランドシティ・未来フォーラム」を設置する。
主管局／関連局	港湾局／住宅都市局・環境局・道路下水道局

地域力アップ

公約項目 36	<p>地域コミュニティの再生</p> <p>地域コミュニティの再生に積極的に取り組みます。</p>
対応方針	<p>○コミュニティの自治の確立に向けた取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の自治意識の醸成 自治の意義、自治協議会や自治会・町内会の重要性、活動内容などを市民へ広報・周知する。</li> <li>・魅力的な自治協議会、自治会・町内会づくりの促進 魅力的な自治協議会、自治会・町内会作りのための研修会、情報交換会等 校区担当職員による情報提供、アドバイス、地域集会所に対する助成を行う。</li> <li>・自治会・町内会への加入促進 住民広報の強化、加入促進チラシの作成、配布、校区担当職員を通じた情報の提供、集合住宅等の業界団体との協議を行う。</li> <li>・コミュニティ活動を担う人材確保の支援 フォーラムやセミナー等による啓発、公民館講座等を通じた人材の発掘、育成を行う。</li> </ul>
主管局／関連局	市民局

公約項目 37	<p>自治協議会の支援と事務手続きの見直し</p> <p>自治協議会をサポートし、煩雑な事務手続きを簡素化します。</p>
対応方針	<p>○コミュニティと市の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校区担当職員による支援の充実 校区担当職員による地域性に即した自治協議会の運営支援を進めるとともに他校区、他都市等の取り組み事例など情報提供を積極的に行い、魅力あるコミュニティづくりを支援する。</li> <li>・公民館と自治協議会等の連携の強化 コミュニティ活動に必要な情報の提供や印刷など事務機器の使用、事務スペースの提供などコミュニティ活動に対する支援を行う。</li> </ul> <p>○市からの協力依頼などの見直しと煩雑な事務手続きの軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市からの依頼のあり方を抜本的に見直し、コミュニティの負担を軽減する。</li> <li>・コミュニティに行っている多くの依頼等について、個別に考え方を整理し、廃止を含めた抜本的な見直しを進めることで、地域の負担となっている事務手続き等を軽減する。</li> <li>・「コミュニティとの共働推進本部(本部長:市長)」の設置により、取り組みを全庁的かつ効果的に進めるとともに、福岡市自治協議会等7区会長の意見を伺いながら、外部委員等による「コミュニティ施策推進委員会」で進捗状況の確認・評価を行っていく。</li> </ul>
主管局／関連局	市民局

公約項目 38	<p>行政と地域の役割の見直し</p> <p>行政と地域の役割を見直して、地域への押しつけとならないようにします。</p>
対応方針	<p>○コミュニティと市の共働に向けた取り組みの推進 外部委員等による検討会の提言及び自治協議会等の意見を踏まえ、コミュニティと市の共働の実現に向けて次の取り組みを継続して推進する。</p> <p>○市とコミュニティの対等なパートナー関係の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員の意識改革 全職員が自治や共働、自治協議会制度に対する認識を深めるために、全職員研修、eラーニングを実施するとともに、共働についての考え方をまとめた手引書の作成・配布による啓発を行う。</li> <li>・市からコミュニティへの依頼等の見直し 町世話人制度の時代から変わらず、考え方や内容の整理を行わないまま地域に対する安易な依頼等が続けられており、コミュニティの大きな負担となっているため、抜本的な見直しを全庁的に進める。</li> </ul> <p>○コミュニティの自治を尊重した施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ関連施策の進め方の見直し 市が主体となって実施する事業とコミュニティの活動を支援する事業の区別を明確にし、市の事業については一方的、全市一律的に決定するのではなく、コミュニティの意向を踏まえて決定、実施することを徹底する。</li> <li>・区レベル各種団体のあり方の見直し 校区が自治協議会を中心に各分野の活動を自ら決定・実施できるように、区レベル各種団体について、校区主体のあり方への転換を図る。</li> </ul> <p>○コミュニティと市の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティの総合窓口の機能充実 区政推進部・地域支援部がコミュニティの総合窓口としてコミュニティと市の接点となり、各部署とのつなぎ役としての役割を果たすとともに、校区担当職員や公民館を中心にコミュニティ活動の支援にさらに取り組んでいく。また、地域支援課と市民センターの更なる連携による地域、公民館に対する支援を強化する。(市民センターの区庁舎への移転など)</li> <li>・公民館と自治協議会等の連携の強化 コミュニティ活動に必要な情報の提供や印刷など事務機器の使用、事務スペースの提供などコミュニティ活動に対する支援を行う。</li> </ul>
主管局／関連局	市民局

高齢者や障がい者がいつまでも住みやすいまち

<p>公約項目 39</p>	<p>高齢者や障がい者の社会参加促進と見守り強化                  高齢者や障がい者の社会参加を促進し、見守りを強化します。</p>
<p>対応方針</p>	<p>○高齢者の社会参加促進                  高齢期を生きがいを持って生活することは、健康の維持、介護予防の推進にもつながっていくところであり、これまで培ってきた豊かな経験、知識、能力を活かした就業や、趣味や教養文化・スポーツに関連した活動、地域社会の支え手の一員としての地域貢献活動などに対して今後とも支援をしていく。</p> <p>○障がい者の社会参加促進                  ・庁内で障がい者インターンシップ事業を実施するとともに、セミナー等を実施し、民間企業への理解を促進していくなど、引き続き、障がい者就労支援施策の充実・強化を図る。                  ・「ときめきプロジェクト」を推進し、障がい者施設商品の販売促進や、商品を通じた障がい者理解の促進を図る。                  ・知的障がい者地域生活支援センターや地域活動支援センター等、各相談機関の役割を明確化し、障がい者にとって分かりやすい相談支援を提供する。                  ・地域自立支援協議会の障がい者施策に対する政策提言機能を充実するために、組織体制等を見直す。</p> <p>○見守り強化                  ・地域での見守り活動を担ってきた民生委員には、その活動を支援するため補助金の支給や研修の実施、協議会の運営を行っており、その充実に努める。                  ・「ふれあいネットワーク」や「ふれあいサロン」などには補助金を支給しており、実施校区数の増加等に対応できるように努める。                  ・見守りの活動者の課題や改善方法を検討するため、「地域福祉ソーシャルワーカー・モデル事業」を23年度から実施している。                  ・認知症高齢者、親亡き後の知的障がい者等の増加が予測される中で、財産管理や必要な福祉サービスにつなげるため、社協が実施する日常生活自立支援事業や、成年後見にかかる相談から申立支援までを一元的に行うとともに、市民後見人の育成等を行う機能について検討を進め、成年後見制度の利用支援・促進策を充実強化させていく。</p>
<p>主管局／関連局</p>	<p>保健福祉局</p>